





は平成12年度に県が取得したため、本件文書2を特定し開示とした。

- ④の占有権に対する立ち退き及び立ち退きに関する請求書等の関連文書については、請求書の記載からでは公文書を特定できないと考え、平成13年7月13日に請求者に電話により確認した。

その電話の内容については、「立ち退きに関する請求書等の関連文書」という記載があったため、補償承諾書（工事施工箇所に工作物や立木等がある場合、工作物や立木等の所有者から移転等とその費用について承諾をもらうことになっている。）がこれに該当すると当事務所では考えている旨伝えたとこ、次のように回答したため本件文書4を特定した。

「関連文書かどうかは、耕地事務所の判断で私は確認できない。事務所の方で関連文書と判断したのならそのように処理すればよい。ただし、私は関連文書であることを承諾したわけではない。」という回答であった。

なお、本件文書4のうち、所有者の住所、氏名、金額、個人の印影は、旧条例第8条第2号に該当し不開示とした。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

| 年 月 日       | 審 査 の 経 過                      |
|-------------|--------------------------------|
| 平成13年8月30日  | 諮問を受けた。                        |
| 平成13年9月14日  | 実施機関から処分理由説明書を受理した。            |
| 平成13年9月17日  | 異議申立人に処分理由説明書を送付し意見書の提出を求めた。   |
| 平成13年10月17日 | 諮問の審議を行った。                     |
| 平成13年11月16日 | 異議申立人に意見陳述の機会付与の通知をした。（陳述希望なし） |
| 平成13年12月18日 | 諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）     |
| 平成14年4月19日  | 諮問の審議を行った。                     |
| 平成14年5月21日  | 諮問の審議を行った。                     |

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件文書2及び本件文書4について審査した結果、以下のとおり判断する。

###### ア 本件文書2について

〇〇〇ー〇（〇〇〇〇〇〇〇〇〇名義であるが、買収当時の実際の土地所有者は〇〇〇〇〇〇〇〇）は、用地買収について土地所有者の了解を得ていたが、登記に時間がかかったことから正式な取得が平成12年度にずれ込んだものである。実施機関は、

この土地に関する予算の使用状況ということで、土地の取得費用等が記録された用地買収台帳がこれに該当すると考え、本件文書2を特定したものである。

これに対し、異議申立人は、意見書の中で、「請求した内容は、立ち退き請求した経費、補償した補償金、補償に要した費用、測量に使用した経費及び土地の取得費用等の予算の使用状況である。」と主張している。

#### イ 本件文書4について

工事施工箇所に工作物等がある場合、工作物等の所有者から移転等とそれに係る費用について、補償承諾書で承諾をもらうことになっている。

実施機関は、開示請求書に異議申立人が記載した内容「占有権に対する立ち退き及び立ち退きに関する請求書等の関連文書」からでは、公文書を明確に特定できないと考え、異議申立人に電話をし、「立ち退きに関する請求書等の関連文書という記載から、補償承諾書がこれに該当する。」旨伝えたところ、異議申立人は、「関連文書かどうかは、耕地事務所の判断で私は確認できない。事務所の方で関連文書と判断したのならそのように処理すればよい。ただし、私は関連文書であることを承諾したわけではない。」と答えた旨処分理由説明書の中で述べている。

これに対し、異議申立人は、意見書の中で「補償承諾書なる文書がどのような文書か内容が分からないためコメントしない。」と伝えたものであり、内容が少し違う旨述べている。

#### ウ 公文書の特定について

条例第6条には、開示請求の手續についての規定があり、開示請求書の必要的記載事項として、第1項第2号に「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」と規定されている。

「公文書の名称」については、求める公文書の正式の名称でなくとも、通称として用いられているものを含み、「公文書を特定するに足りる事項」については、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める公文書を他の公文書と識別できる程度の記載があれば足り、請求された公文書が特定されたものとして扱うとされている。

同条第2項には、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。」という規定があり、「形式上の不備があると認めるとき」とは、公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る公文書が特定されていない場合を含むものとされている。

実務上は、所定の公開窓口において開示請求書を受け付ける場合にあつては、事務処理の迅速性を図るという観点から、できるだけその場で必要な情報の提供や補正を求めるなど適宜指導を行うようにしている。また、郵送による開示請求の場合などその場で補正を求めることができないときは、相当の期間を定めて補正を求めるものとされているが、通常は電話等で請求者に確認を行い、確認した内容を開示請求書にメ

モとして残すなどの方法により行っている。

そこで、本件文書2の特定についてみると、実施機関は、電話等により請求者に確認は行っていない。しかし、予算の執行台帳（この土地に関する予算の使用状況）という請求内容からして、他の公文書と識別できる程度の記載があると認められ、実施機関が請求に対する公文書を、土地の取得費用等が記録された土地改良事業用地買収台帳のほかにはないと考えたことについて、次のとおり、特段の問題はなかったと認められる。

異議申立人は、意見書の中で、「請求した内容は、立ち退き請求した経費、補償した補償金、補償に要した費用、測量に使用した経費及び土地の取得費用等の予算の使用状況である。」と主張している。確かに、土地の取得には、a 測量設計に要する費用（測量会社への委託費用）、b 用地交渉に要する費用（交通費、電話代等）、c 土地取得、補償に要する費用（土地取得費、工作物移転費等）、d 登記に要する費用（用地調査員の交通費、連絡用の封書・切手・電話代等）などの経費がかかる。

しかしながら、aの測量設計に要する費用、bの用地交渉に要する費用及びdの登記に要する費用については、この土地に関する部分を分離して特定することは不可能である。cの土地取得、補償に要する費用については、本件文書2及び本件文書4が考えられるが、本件文書4については、「占有権に対する立ち退き及び立ち退きに関する請求書等の関連文書」に対応する文書として特定がなされている。

したがって、本件文書2の特定については、実施機関の判断に特段の問題はなかったと認められる。

次に、本件文書4の特定についてみると、実施機関は、開示請求書に異議申立人が記載した内容からでは、公文書を明確に特定できないと考え、請求者に確認の電話をしている。

補償承諾書には、「鹿児島県起業中山間総合整備事業財部地区実施に関する末尾記載の工作物・庭木補償は、上記金額をもって承諾します。なお、1末尾記載の立木等又は権利については、平成11年11月30日までに収去し、又は消滅させます。2………」という記載があり、「収去」という文言などから、占有権に対する立ち退き及び立ち退きに関する請求書等の関連文書という請求内容に対して、実施機関において補償承諾書がこれに該当すると考えたことについては、特段の問題はなかったと認められる。

また、処分理由説明書中に記載がある「事務所の方で関連文書と判断したのならそのように処理すればよい。」旨の異議申立人の言動などを考えると、実施機関が請求に対する公文書を、補償承諾書と特定するに至ったことはやむを得ない状況があったと認められる。

したがって、本件文書4の特定については、実施機関の判断に特段の問題はなかったと認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 付帯意見

当審査会は、本件の審査を通じ、公文書の特定の在り方についても議論したので、それを踏まえ、次のとおり意見を付する。

公文書の特定は、開示請求の本質的な部分であり、開示請求者が行うべき事柄であるが、実際には、開示請求者は公文書の名称を正確に知らないなどこれを行うことが困難な場合が多いと考えられる。

したがって、公文書の特定に当たっては、開示請求者と実施機関との間で、互いに積極的な情報の交換や詳細な打ち合わせをするなどして、開示請求制度の円滑な運用が図られるよう要望する。